

令和7年度第1回玉野市国民健康保険運営協議会会議録

日時：令和7年5月27日（火） 13：30～14：55

場所：玉野市役所4階 第1委員会室

【出席委員】	会 長	公益代表	北山	順崇
	副会長	公益代表	村上	光江
		公益代表	牧野	明
		被保険者代表	大賀	公善
		被保険者代表	岡崎	哲也
		被保険者代表	國屋	一吉
		医療担当代表	近藤	潤次
		医療担当代表	桜井	修司
		医療担当代表	塩見	裕樹
		被用者保険代表	段	利明
		被用者保険代表	難波	和彦

【委任委員】	被用者保険代表	川添	浩二
--------	---------	----	----

【事務局】	市民生活部長	晋	文一
	保険年金課課長	角南	詞彦
	保険年金課課長補佐	辻本	慎策
	保険年金課係長	松井	るみ
	保険年金課係長	長尾	泰典

【傍聴の可否】 可

【傍聴者の数】 なし

【議事概要】 別添のとおり

【問合せ先】 玉野市市民生活部保険年金課 TEL 0863-32-5528

開会 午後 1 時 3 0 分

司 会	《開会》
市 長	《挨拶》
司 会	《委員の紹介等》 それでは、以後の議事進行を会長にお願いします。
会 長	事前協議事項として、本年 5 月の市議会厚生委員会改選に伴い、前副会長が辞職されているので、玉野市国民健康保険条例施行規則第 2 条第 2 項の規定により、副会長を選挙することとなる。なお、規則では「会長及び副会長は、公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選挙する」と規定されているが、いかがか。
牧 野 委 員	引き続き玉野市議会厚生委員会委員長から村上委員にお願いしては いかがか。
会 長	皆様にお諮りするが、副会長を村上委員の就任で承認いただけるか。 《異議なしの声にて確認》 副会長に村上委員が選出されたので、よろしくお願いします。 続いて、事前協議事項として、玉野市国民健康保険条例施行規則（以下、「規則」）第 6 条の規定により本日の会議録署名委員を公益代表の村上委員と被保険者代表の岡崎委員を指名する。これより議事に入るが、本日の議事内容について、市長より諮問を受けたいと思う。
市 長	《中央にて諮問書を読上げ後、会長へ手渡し、公務により退席》
会 長	それでは、ただ今の諮問内容について、事務局から説明願う。
課 長	《令和 7 年度国民健康保険料賦課総額等について資料により説明》
会 長	事務局より諮問内容について詳しい説明を受けた。これから審議に入るが委員の皆様、意見・質問等があればお願いします。
段 委 員	一人あたりの医療費が令和 3 年度から常に玉野市はトップ 3 に入っているということで、その医療費が高い要因を教えていただきました

	い。
課 長	生活習慣病の保有率が岡山県全体では40.4%、玉野市が45%と高い。また、特定健診の受診率においても、玉野市は岡山県の平均よりも低いという状況がある。 また、生活習慣病におけるその中の重篤な疾患である虚血性心疾患や慢性腎臓病について、国を「1」とするなら虚血性心疾患は「1.14」、慢性腎臓病については、「1.7」となっている。 そういったようなことが 高い要因ではないかと思われる。
村 上 委 員	玉野市の外国人の国保加入者はどのくらいいるのか。
課 長	窓口にも来られてそれなりの人数はいるが、細かい数字までは。
課 長 補 佐	何人とか何%までは把握していない。
村 上 委 員	外国人は増えてきているので、どのくらい使っているのか視点は大切になると思う。
牧 野 委 員	滞納者の世帯数が分かるか。
課 長	令和5年度の滞納世帯数が670世帯、全世帯が7,397世帯なので9%の割合になる。
牧 野 委 員	滞納理由は、こういったものがあるか。
課 長	一番多いのは生活困窮で払えないものが多く、居所不明であるとか亡くなった場合の相続人が不明であったり、相続放棄により未納になる。
牧 野 委 員	生活に困っている人が一番多いと思われるが、そういった方々は固定化されているのか。
課 長 補 佐	ずっと低収入の方というのは、いると思われる。また、コロナの際はそういう傾向はあったが、改善はされたと思われる。
牧 野 委 員	なかなか困窮しているところから抜け出すのは大変だと思う。 それから、協会けんぽのほうが保険料が安いと聞くが、実質被保険

		者が払う額と比較できるか。
課 長		給与収入が400万というモデルケースで単純計算で比較した場合、国保と違い、被用者保険は事業者と折半するので、本人が払う年額で20万とか21万となり、もう半分が事業者負担なので、すべての年額とすれば41万ほどとなり、総額では国保よりは高いが、本人負担は安いこととなる。
牧 野 委 員		後期高齢者になった場合の保険料はどれくらいになるか。
課 長		後期の場合は、世帯単位ではなく、個人単位になるが、モデルケースで、世帯2人とも75歳以上として、夫の年金が320万、妻の年金が140万とした場合だと、夫が所得割17万5千円、均等割が5万200円、妻が均等割のみとなり、合わせると大体27、8万円となり、国保のモデルケースよりは少し安くなる。
牧 野 委 員		後期高齢者支援金というのは、後期高齢者の医療を支援するものか。
課 長		これは、国保だけではなく、他の医療保険でも同じようにそれぞれ支援するものとなっている。
牧 野 委 員		そうやって支援はするが、自分が後期高齢者までは行かなかったということが出てくるわけだと、そうなるとその仕組みは複雑になっていると感じている。
近 藤 委 員		未収金の回収について、一生懸命やっているのか、しょうがない部分もあるのかその辺りのスタンスは。
課 長		未納の理由もそれぞれで、一括で払える人ばかりではないので、分割をするが、その場合も1件ずつ事情を聞きながらケースバイケースという形になる。
近 藤 委 員		払わない人が得にならないように、倉敷は給料の差し押さえとか厳しくしているようだが玉野市はどうか。
課 長		通知をしても連絡がないとか、全く反応がなく、払わない場合はやむを得ず差し押さえを行っている。

近藤委員	今回、1.8億円ほど足りない、基金の残りが1.5億円しかない。来年もおそらく足りないとなった場合、その後どうなるのか、どこから投入するのか、令和12年からは県全体になるので、そこまでは2回ぐらいは投入になると思うが。
課長	一番簡単なのは、保険料を上げることではあるが、急激な負担は避けたい。財政状況を見ながらにはなるが、見込みでは、1.6億円をつぎ込みながら、それでも足らずは上げざるを得ない。基金がなくなり、赤字になった場合、県の基金から借りの方法があるが、これは3年間で返す必要があり、返すためには保険料を上げるしか方法がないのでそれは避けたい。 好材料として、納付金ベースの統一というのがあり、令和8年度から市が払う納付金に医療費水準を徐々に反映させなくなって、令和11年度に完全にゼロになる。そうすると玉野市は、医療費が高いので県に払う支出が減っていく。納付金が市の支出で大きなウエイトを占めているので少しでも減ってくればありがたいといったところが現状である。
桜井委員	完全統一に向けて基金を取り崩すということだが、段階的に引き上げをするのは良いと思う。ただ、すぐにするのは市民に理解してもらうのは難しいと思う。もう一点、医療費水準を反映しないということだが、医療費の高騰について保険年金課としては、医療費を少なくしたいと考えている点もあると思うが、医療機関としては、行政として健康医療課と健康診断や特定健診を進めていることもあるので、その点について統一見解を持って進めてほしいと思う。
牧野委員	今までの話だと上げざるを得ないという方向になると思うが、生活に困っている人は払えなくなりそうだと無保険の人が出てくると言うことが考えられる。 全県で統一になると医療機関に差が出るのではないかと、岡山には多く、県北ではそうではないのに同じ医療費や保険料になると納得されるのか。 国保の加入者が減少していく中で、国保だけで運営するのは困難ではないかと思うが、自営業や年金の方が多いので、収入は増えない、物価高で本当に大変で、まずは生活費に回し、保険は後回しで、その先は医療機関にかからないのでは思う。 大変なときでも安心して医療にかかれる我慢なくていい世の中

		になってほしい。 医療費を多く使っていて、健診にも行かないといった話はよく聞く一方、健診の予約をしたら予約がいっぱいで駄目だということも聞くのでその辺りは充実しなければいけないのではないかと思います。 まとめると、憲法25条の生存権に関わるのではないかと思いますので、できるだけ頑張って上げないで、下げてほしいということで、お金のあるところからもらうしかない。 知事会が国へ1兆円出せば国保料を下げられると申し入れしているがなかなかやってくれない。医療や福祉にも使ってもらわないと困る。 最後に未就学児の均等割が半額になっているが、協会けんぽ等は扶養になっても保険料は増えないが、国保は増えてしまう。これだと、子供はいない方がいいとなってしまう可能性があるので少子化に影響してしまう。この措置は国が行っているので18歳まで支援して子供がたくさんいても安心です、医療費もかからないので安心ですといったことを考えてほしい。 ただし、私としては、これでよいとか、次は上げるといったことには賛成できない。
会	長	他に質問もないようなので、ここで採決に移る。今回の諮問内容について賛成の方は挙手をお願いします。 《委員大多数挙手》
会	長	大多数の賛成を確認した。以上をもって審議を終了する。今回の審議を踏まえ、答申書を作成する。 《「諮問事項について本会で協議した結果、概ね了承するものとする。今後も中長期的な見通しについて検討された上で、被保険者の負担を考慮した保険料率等を設定すべきである。」と答申書を作成》 《会長が答申書を読み上げた後、部長へ手渡し》 《部長からお礼の挨拶》
会	長	事務局から連絡事項はあるか。
課	長	先ほどいただいた答申を踏まえ、今回の諮問内容を6月定例市議会

会 長	の議案として提出することとさせていただきます。 それから、現在の委員の今任期が今年9月30日までとなっており、10月1日付けで改選となる。現在の所属の役職等に変更がなければ留任をお願いしたい。詳細については時期が近づいたら連絡させていただきます。 それでは、以上をもって本日の協議会を閉会する。 閉会 午後2時55分
------------	--